







FUENTE MARKETING LTD. v. VAPOROUS TECHNOLOGIES, LLC事件、上訴番号 2024-1460 (CAFC、2026年4月8日)。Prost裁判官、Taranto裁判官、Hughes裁判官による審理。TTABの決定を不服としての上訴。

背景:


Fuente社は、Vaporous社の  マークとFuente社自身の標準文字「X」マークとの間に混同のおそれがあるとして、Vaporous社の  マークに対する異議申し立てを提出した。Fuente社は、葉巻、灰皿、ライターを含む商品をカバーした標準文字「X」のマークを2つ所有している。Vaporous社の  マークは、喫煙用パイプ機器(oral vaporizers)および類似の関連商品をカバーしている。


当事者らは、 マークは「幅広い様式化された文字Xの形をした2本の斜めに交差する線と、文字Xの上にある陰影付きの円からなる抽象的な棒人間(consists of an abstract stick figure consisting of two diagonal intersecting lines in the shape of a wide stylized letter X and a shaded circle above the letter X)からなる」と合意した。TTABは、消費者が  を文字「X」ではなく棒人間として認識するという証拠としてこの合意説明に依拠した。従って、TTABは、Fuente社の異議申し立てを棄却し、両マークは十分に異なる商業的印象を与えるため混同のおそれはないとした。

争点/判決:

TTABが、Vaporous社の  マークはFuente社の「X」マークとの混同のおそれがないとしたことは誤りであったか。否、原決定は確認支持された。

審理内容:

Fuente社は、TTABが消費者がマークをどのように認識するかを判断するため、当事者同士が合意した  マークの説明に依拠したのは誤りであると主張して、CAFCに上訴した。Fuente社は、その合意説明は、いくらよく見てもマークがどのように認識されることを意図しているかを示すに過ぎないと主張した。CAFCは、TTABがマークの商業的印象と相違点(*DuPont*事件における第一要因)を判断するため、合意説明に依拠すべきでなかったため、TTABが合意説明に依拠したことは誤りであるという点に同意した。しかし、CAFCは、TTABが合意説明に言及することなく、「円、すなわち棒人間の頭(circle, or head of the stick figure)」がマークの約5分の1を占めているため、「マーク全体における些細な、もしくは目立たない特徴(minor or unnoticeable feature of the mark as a whole)」ではないと判断したことで、同一の結論に達したため、その誤りは無害であるとした。

CAFCは、*DuPont*事件の残りの要因も評価し、電子タバコは葉巻の代替品と見なすことができるため、これらの商品は重複する流通経路を通過して流通しているとした。また、同裁判所は、これらの商品は、慎重に検討するのではなく衝動的に購入する傾向のあるすべての一般的な購入者にとって入手可能であるとした。同裁判所は、すべての要因を検討した結果、Vaporous社の  マークとFuente社の「X」マークとの間に混同のおそれはないとした。